

千葉市通学路のカラー化計画（第2期）

令和5年3月

千葉市

- 1 市内の通学路の現状と課題
- 2 路肩のカラー化の整備効果について
 - 2-1 整備効果検証の概要
 - 2-2 調査結果
- 3 学校関係者へのアンケート調査について
 - 3-1 アンケート調査の概要
 - 3-2 調査結果
- 4 千葉県通学路のカラー化計画（第2期）の内容
 - 4-1 整備内容
 - 4-2 整備手法

1 市内の通学路の現状と課題

《現状》

千葉市内には、令和4年度時点において、108校の市立小学校があり、児童数約4万5千人が通学路を通り、登下校を行っています。本市では、平成24年に京都府亀岡市で発生した通学路での事故などを受け、「千葉市通学路交通安全プログラム」に基づく点検及び対策に取り組むとともに、「千葉市通学路のカラー化計画（以下、「当初計画」という。）」を平成28年に策定し、スクールゾーンである学校から半径500m以内の通学路の路肩を計画的にカラー化する事業に取り組んできました。そうしたなか、令和3年6月に発生した八街市での事故を受け、各種安全施設の整備に加え、当初計画を2年前倒し、道路延長116kmの整備を令和4年8月に完了させました。

《課題》

当初計画では、スクールゾーン内の通学路の路肩のカラー化の整備が完了しましたが、スクールゾーンの外側の通学路への安全対策も必要であることや、施工から長期間経過した区間では、カラー舗装の劣化が進行していることから、補修の必要性が高まっています。

当初計画で路肩のカラー化を整備した区間について整備効果があることを確認できたことから、当初計画を更新し、第2期計画を策定します。

2 路肩のカラー化の整備効果について

2-1 現地調査の概要

当初計画の整備が完了したことから、整備効果を検証するため、令和4年度にカラー化を実施した箇所から19地点（15校）を抽出し、安全性向上に関する実態調査を実施しました。

《調査項目》

- ① 通過車両の速度
- ② 車両の通行位置
- ③ 児童の通行位置

《調査の時間帯》

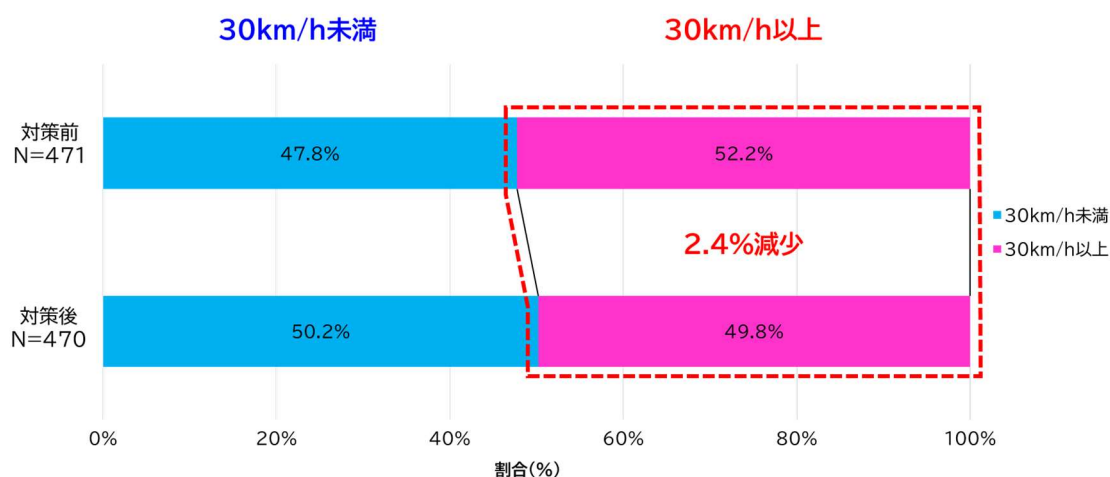
児童の通学時間帯である平日の午前7時から午前8時までの1時間

2-2 調査結果

① 通過車両の速度

○調査地点を通過する車両の**平均速度が4 km/h低下**
(整備前) 28 km/h ⇒ (整備後) 24 km/h

○時速30 km/h以上で走行する車両の割合が**2%減少**
(整備前) 52.2% ⇒ (整備後) 49.8%



時速30km/h以上で走行する車両の割合の変化

② 車両の通行位置

車両の通行位置が民地側（歩行者が通行する部分側）から**道路中央側方向へ**
平均11cmシフト

⇒ **車両と歩行者との離隔が増加することにより、安全性が向上**



車両の通行位置の変化

③ 児童の通行位置

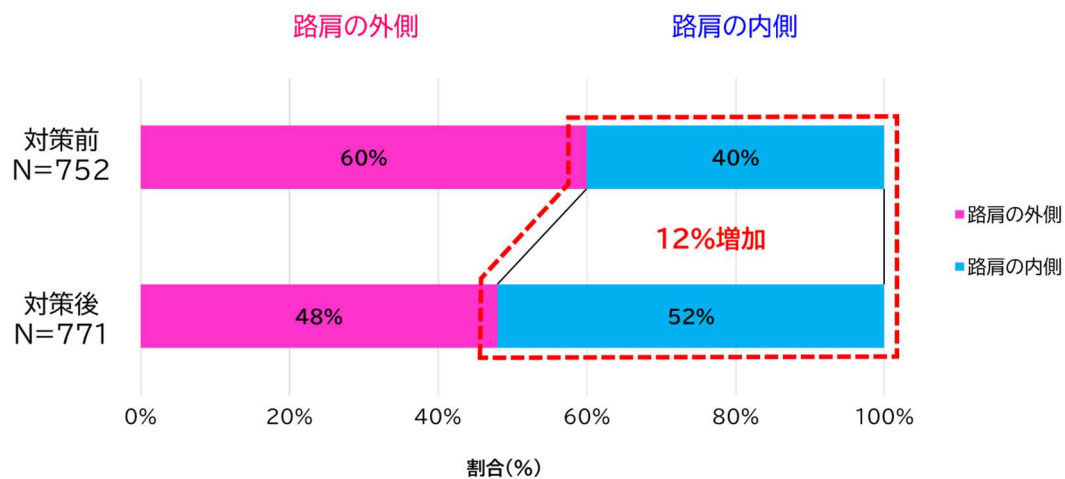
カラー舗装の内側（※1）を通行する児童の割合が **12%増加**

（整備前）40.0% ⇒ （整備後）52.0%

（※1）カラー化整備前は、カラー舗装の施工予定部分の内側



児童の通行位置の変化



路肩の内側及び外側を歩く児童の割合の変化

3 学校関係者へのアンケート調査について

3-1 アンケート調査の概要

当初計画の整備が完了したことから、路肩のカラー化の整備効果について、全市立小学校（108校）の学校関係者へアンケート調査を行いました。

3-2 調査結果

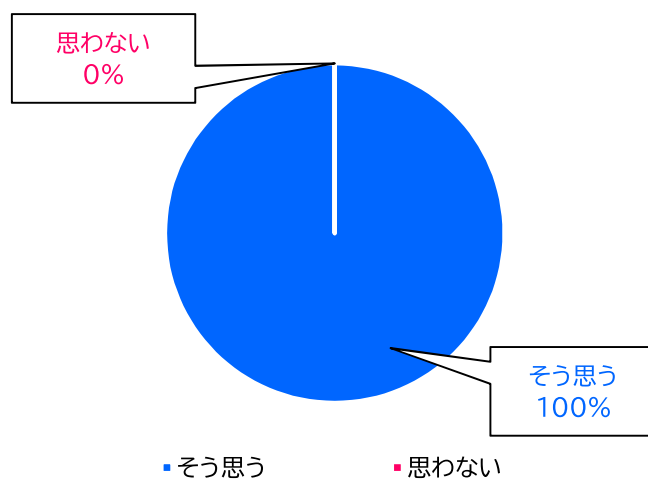
学区内でカラー化の実績がある全ての学校が、路肩のカラー化により通学路の安全性が向上したと感じており、スクールゾーンの外側への範囲の拡大を求める意見が多く寄せられました。

※学区内で路肩のカラー化の実績がある98校を対象とした集計結果であるが、路肩のカラー化の実績がない学校からも路肩のカラー化に賛同する意見が多く寄せられた。

○カラー化により安全性が向上したと感じている学校の割合

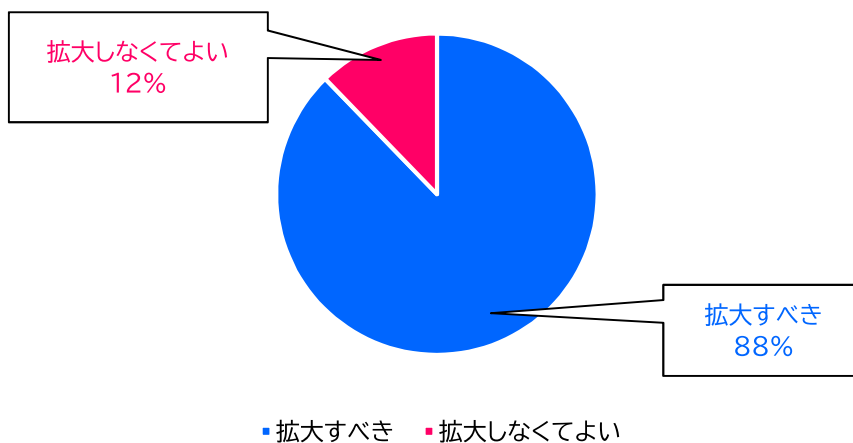
100%（98校／98校）

路肩のカラー化が整備されたことにより、通学路の安全性は向上したと思いませんか。



○整備範囲の拡大（スクールゾーンの外側の通学路）を求める学校の割合
88%（86校／98校）

これまで、スクールゾーン内の通学路を対象路線として路肩のカラー化を整備してきましたが、スクールゾーンの外側の通学路にも対象路線を拡大した方がよいと思いますか。



拡大を求めない学校の主な意見

- ・学校周辺の交通状況から、スクールゾーン内が妥当
- ・路肩のカラー化も一定の効果があるが、狭隘な道路においては道路の拡幅が望ましい

4 千葉市通学路のカラー化計画（第2期）の内容

整備効果の検証及びアンケート調査により、以下の2点が確認されたことから、第2期計画を策定します。

- ① 路肩のカラー化により通学路の安全性が向上したこと
- ② スクールゾーンの外側にも範囲の拡大を求める意見が多かったこと

4-1 整備内容

(1) 新規整備 (L = 40 km)

スクールゾーンの外側の歩道等のない通学路を対象とした新規路線の整備

(2) 補修 (L = 30 km)

過年度に整備済の路線で色落ちが進行している区間の計画的な補修

《年度毎の整備量》

年度	(1) 新規整備	(2) 補修	年間整備延長
令和5年度	10 km	3 km	13 km
令和6年度	10 km	3 km	13 km
令和7年度	10 km	3 km	13 km
令和8年度	10 km	3 km	13 km
令和9年度	—	18 km	18 km
計	40 km	30 km	70 km

(留意事項)

整備にあたっては、「千葉市通学路交通安全プログラム」の合同点検に合わせ、交通状況や学校の意見などを踏まえ、整備路線の優先順位等を検討したうえで実施します。

また、通学路の変更が生じた場合も、必要に応じて対応することとします。

4-2 整備手法

(1) 新規整備

路肩のカラー化は、児童の歩行位置の目安として効果を発揮するだけでなく、ドライバーへの注意喚起などの効果も確認できたことから、原則、両側をカラー化します。また、外側線のない道路の両側にカラー化を実施した場合は、各交差点部の進行方向右側にストップマークや歩行者マークを設置します。

※歩行者専用道路はカラー化対象外とします。

参考：カラー舗装の仕様

使用箇所	色	日本塗装工業会 発行色番号	備考
通学路	緑	G45-40P	スクールゾーン路面標示と同等色 設置幅は30cm

※短期間で色落ちしてしまう箇所も見られることから、色落ちの原因等を調査し、仕様や施工方法の改善を検討します。

(2) 補修

平成28年度から令和2年度に路肩のカラー化を整備した区間を対象とした調査を令和4年度に行ったところ、施工から5年経過した区間のうち、約4割で補修が必要であることを確認しました。

第2期計画では、当初計画で施工した区間の4割にあたる約30kmを対象とし、計画的に補修を行います。なお、補修にあたっては、新規整備と同仕様で行うものとします。

整備手法の詳細

路肩のカラー化のイメージ図と幅員別の考え方

【幅員 W1 が 5.5m 以上のケース】

【標準断面図】

幅員 = W1

路肩
路側帯

車道部 = W2

路肩
路側帯

排水施設

排水施設

- ・ カラー化後の車道部 W2 は 4.0m 以上を基本とし、外側線の設置についても、併せて検討する。
- ・ 外側線がある又は外側線が引ける場合は、その外側線沿いにカラー化を行うものとする。
- ・ 外側線が引けない場合は、道路両端の排水施設沿いをカラー化する。その際、車道部 W2 は 4.0m 以上確保することを基本とする。
- ・ 外側線がない又は外側線が引けない場合で、排水施設がない箇所へのカラー化は、道路境界線から 50 c m の箇所より民地側にカラー化を実施する。

【幅員 W3 が 5.5m 未満のケース】

【標準断面図】

幅員 = W3

路肩
50 cm 以上

車道部 = W4
交通量が少ない場合は、3 m まで縮小可能

路側帯
75 cm 以上

排水施設

排水施設

- ・ 片側に外側線設置の検討を行い、外側線が設置できる場合においては、外側線沿いにカラー化を実施する。その際、反対側へのカラー化は実施しない。
- ・ 外側線が設置できない場合は、原則、道路両端のカラー化を実施する。
- ・ 車道部 W4 が 4.0m 以上確保できるようカラー化を実施する。
- ・ 車道部 W4 が 4.0m 以上確保できない場合は、道路境界線から 50 c m の箇所より民地側にカラー化を実施する。

【交差点部の考え方】

<p>【平面図】</p>	
<p>① 外側線がある又は設置する場合は、巻込み部まで外側線沿いにカラー化を実施する。その際、ストップマーク及び歩行者マークは設置しないこととする。</p> <p>② 外側線がない及び設置できない場合は、隅切り部までカラー化を実施する。</p> <p>③ 各交差点の進行方向終点部に対し、ストップマークを設置する。</p> <p>④ 各交差点の進行方向始点部に対し、歩行者マークを設置する。</p>	
<p>ストップマーク（幅 30cm 以上）</p>	<p>歩行者マーク（一辺 30cm）</p>

※ストップマーク及び歩行者マークは、溶融タイプとする。

※U型側溝上部には、原則、ストップマーク及び歩行者マークを設置しないものとする。

※横断歩道部へは、原則、ストップマーク及び歩行者マークは行わないものとする。



千葉市通学路のカラー化計画（第2期）

発行 令和5年3月

編集 〒260-8722

千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市建設局土木部土木保全課